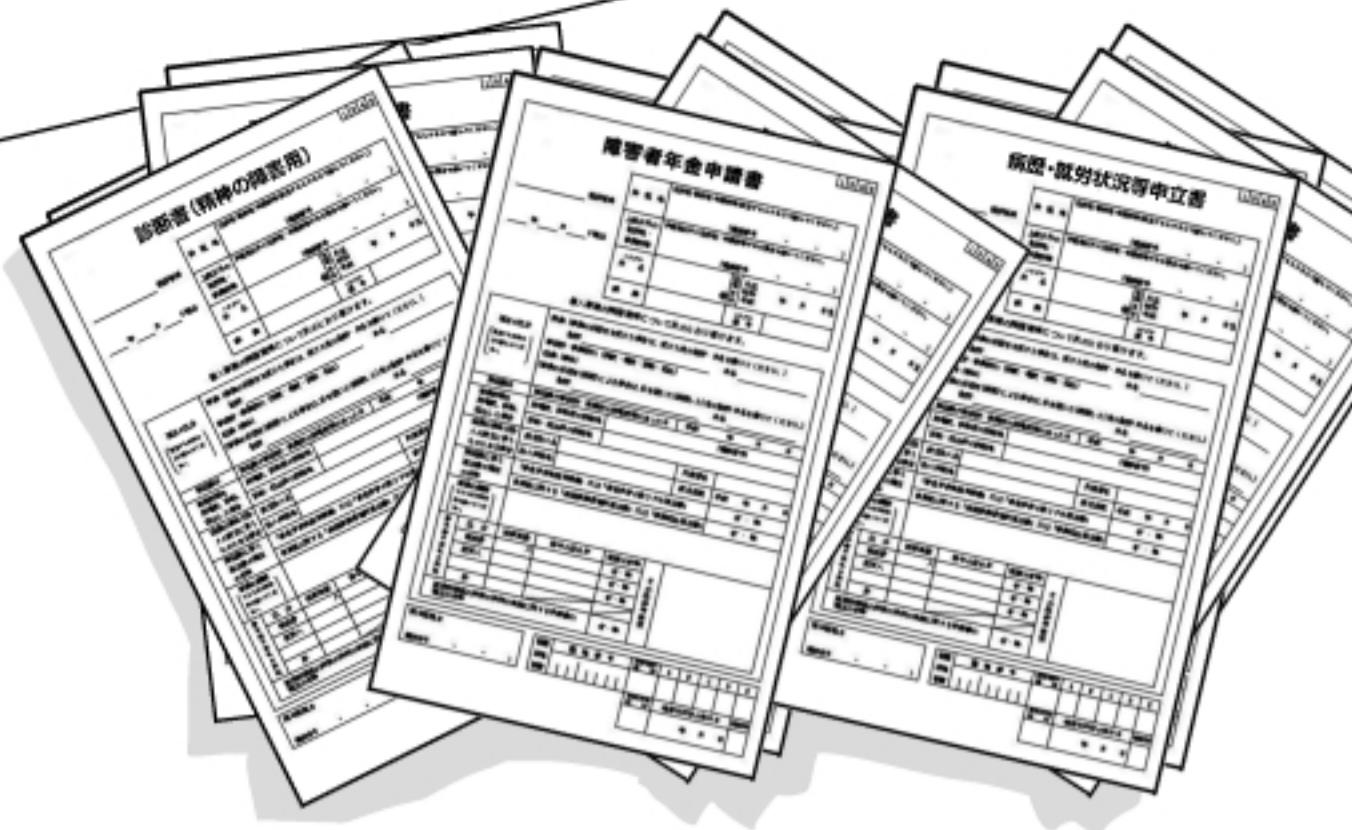


こちらが  
請求手續きの  
書類一式と  
なります



もしもお一人での  
作成が困難な方は  
社会保険労務士などを  
頼まれてますよ

はい

請求の手続きを  
するだけでは  
ござんなに  
必要なんですか?  
類が  
?:?

「受診状況等証明書」?  
「病歴就労状況等申立書」?

労  
社  
會  
保  
險  
士?



私はすぐにネットで検索し  
自宅から近い  
社会保険専門の  
労働士事務所へかけこんだ



# ①初診日要件

## 現在の傷病につながる前兆症状を訴えて 初めて病院を受診した日を証明できること



## ②年金保険料納付要件 一定期間以上の年金を納めている

申納年一初診日より前に  
定の保険料を  
がいなないと  
できません

請障害年金の  
ご病気の重症状度の  
判付金定前後に  
要件が保険料  
あり

20歳

初診日

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
未納	未納	未納	納付	納付	免除	免除	免除	免除	免除	免除	未納	未納	未納	免除									

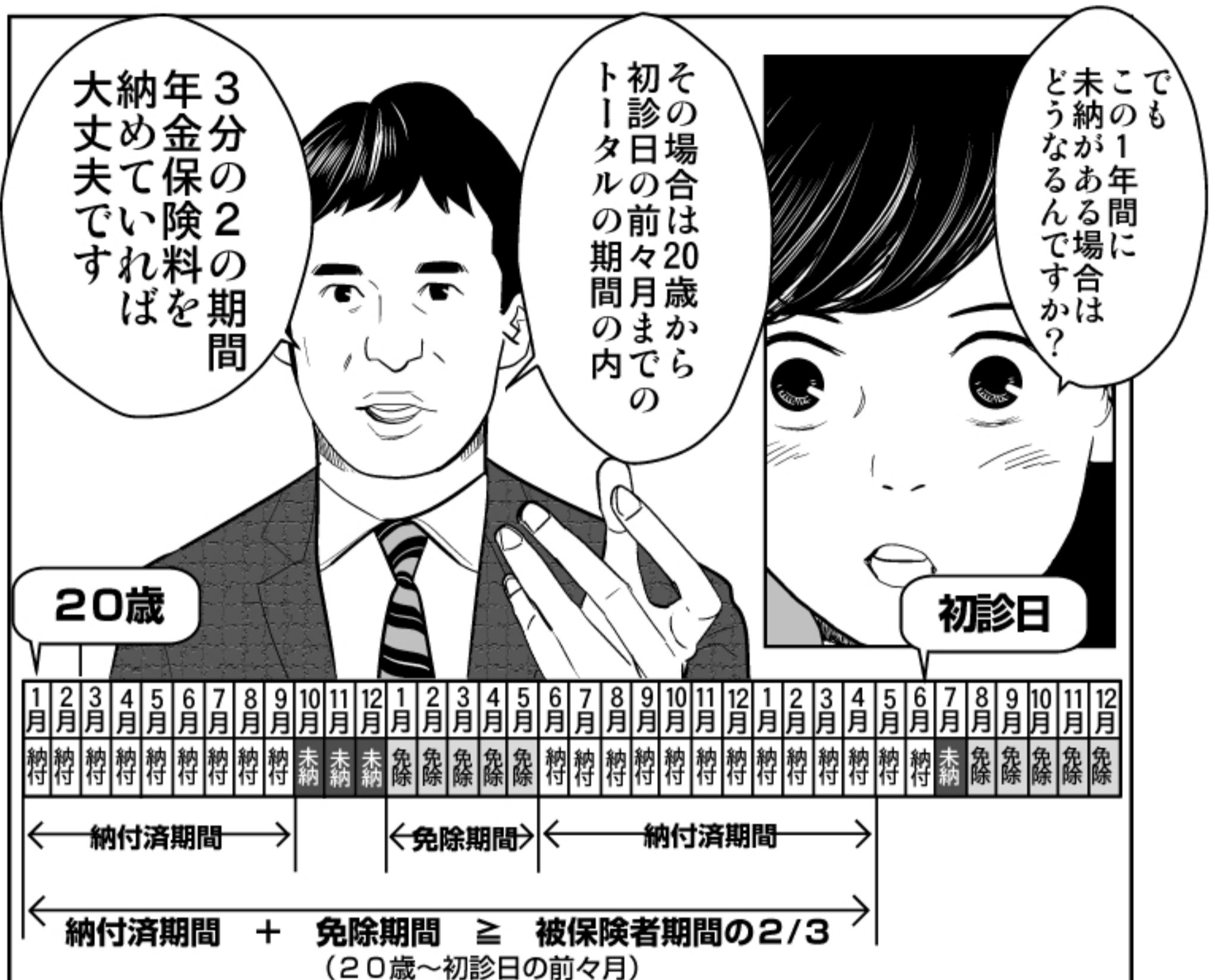
直近1年間に未納がない

さ給厚同夫は  
され与生じてか年  
いまし天保険料  
たき料がして

要未遡初診日  
件納つて1年の前  
でないことから  
ことがあります

では問題  
ありませんね

なるほど

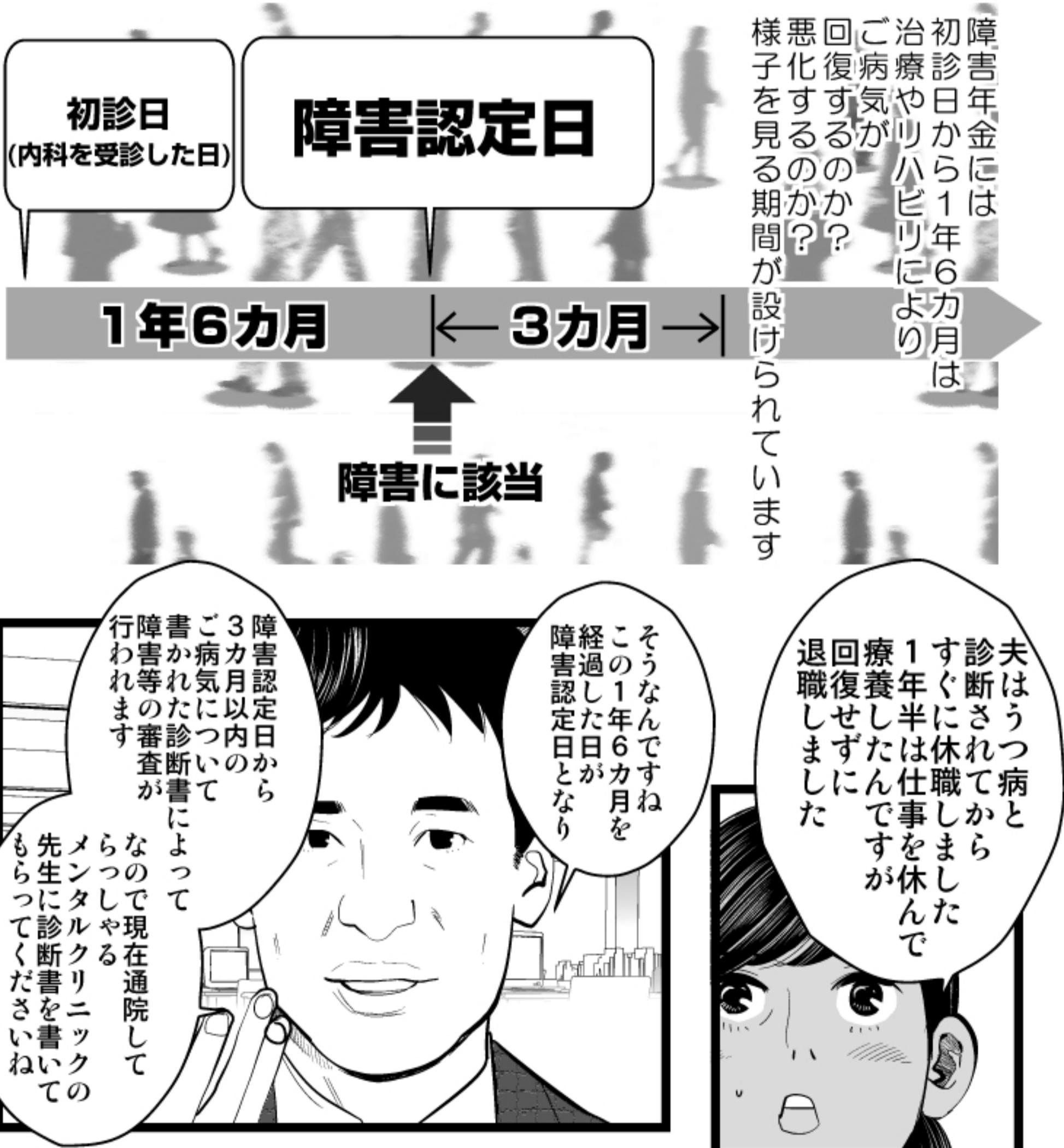


※①②のいずれの場合も初診日以降にさかのぼって免除の手続き・納付をした場合、未納とみなされます。  
※20歳前に初診日がある場合は、年金保険料納付要件は問われません。



### ③障害状態要件

## 「日常生活及び就労に支障をきたしている」



他人との意思疎通、金銭管理など日常生活に関する7項目にどれ位の支障をきたしているかが判定の目安になります

障害の程度 1級	障害の状態
	<ol style="list-style-type: none"> <li>両脚の握力の和が0.04以下のもの</li> <li>両手の握力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>向上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両下肢を足踏筋以上で欠くもの</li> <li>両手筋を足踏筋以上で欠くもの</li> <li>体幹の機能に著っていることができない障害又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</li> <li>前符号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は異常にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を伴することを不適ならしめる程度のもの</li> <li>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>

(備考)  
視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。  
国民年金法施行令別表より

障害の程度 3級 (厚生年金保険のみ)	障害の状態	
	障害の度数	障害の種類
1. 関節の機能が0.1以下に減じたもの		
2. 同年の能力が40センチメートル以上では通常の動作を解することができない程度に減じたもの		
3. しゃらく又は書記の書記に相当程度の難癖を残すもの		
4. 肢体(せきぢ)の機能に著しい障害を残すもの		
5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の月を喪失したもの		
6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の月を喪失したもの		
7. 長骨(じょうこつ)状骨に癒合部(ゆごぶ)を持し、運動機能に著しい障害を残すもの		
8. 一上肢のあら筋及びひとさし筋を失ったものの又はおや指若しくほひとさし筋を研(せん)一上肢の三指以上を失ったもの		
9. おや指及びひとさし筋を併せ一上肢の四指の月を喪失したもの		
10. 一下肢をリスト・フラン関節以上で失ったもの		
11. 同下肢の十指以上の月を喪失したもの		
12. 前腕骨(ぜんわんこつ)に研(せん)るもののほか、身体の書記に、労働が著しい影響を受けるか、又は労働に著しい障害を加えることを必要とする程度の障害を残すものの		
13. 椎神(すいしん)又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい障害を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
14. 頸椎(けいつい)が治らなくて、身体の書記又は椎神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの		

厚生年金保険法施行令別表第1より

**障害手当金（厚生年金保険のみ）**

- 両脚の筋力が0.6以下に減じたもの
- 一握の筋力が0.1以下に減じたもの
- 両膝のあくびに著しい欠損を残すもの
- 両腕による握筋が二分の一以上欠損したもの又は両脚の筋力が10度以内のもの
- 両脚の筋膜橈筋及び筋膜(ひくそう)筋群に著しい障害を残すもの
- 一耳の筋力が、耳聴に接しないければ大声による音を聞ることができない程度に減じたもの
- そしゃく又は悪瘻の機能に障害を残すもの
- 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 脊柱の機能に障害を残すもの
- 一上肢の三大筋群のうち、一筋群に著しい筋膜障害を残すもの
- 一下肢の三大筋群のうち、一筋群に著しい筋膜障害を残すもの
- 一下肢を0.5センチメートル以上短縮したものの
- 腰椎疾患に著しい椎板肥厚を残すもの
- 一上肢の二指以上を失ったもの
- 一上肢のひとさし指を失ったもの
- 一上肢の三指以上の用を失したもの
- ひとさし指を伴せ一上肢の二指の用を失したもの
- 一上肢のめや指の用を失したもの
- 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
- 一下肢の趾趺の用を失したもの
- 詫答号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が障害を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すものの
- 障害又は有病状態に、労働が障害を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

厚生年金保険法施行令別表第2より



無断転載・複製を禁ずる



<b>厚生年金</b>	<b>障害厚生年金1級</b> 厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額 × 1.25	<b>障害厚生年金2級</b> 厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額	<b>障害厚生年金3級</b> 最低保証額 約58万円/年
	<b>配偶者の加算</b> 約22万円/年	<b>配偶者の加算</b> 約22万円/年	
<b>国民年金</b>	<b>障害基礎年金1級</b> 約97.5万円/年	<b>障害基礎年金2級</b> 約78万円/年	
	<b>子の加算</b> 高校卒業まで 約22万円/年	<b>子の加算</b> 高校卒業まで 約22万円/年 18歳以下の子1人につき 約22万円	約140万円/年

\*最新の支給額は日本年金機構のHPをご覧ください。



## 請求手続きの流れ

- ①初診日の確定
- ②年金保険料の納付を確認
- ③受診状況等証明書の取得
- ④病歴・就労状況等申立書の作成
- ⑤診断書の作成
- ⑥年金請求書一式の提出
- ⑦審査
- ⑧審査結果の通知  
(受給・年金証書/不支給・不支給の通知書)
- ⑨年金の振込

約  
1～2ヶ月

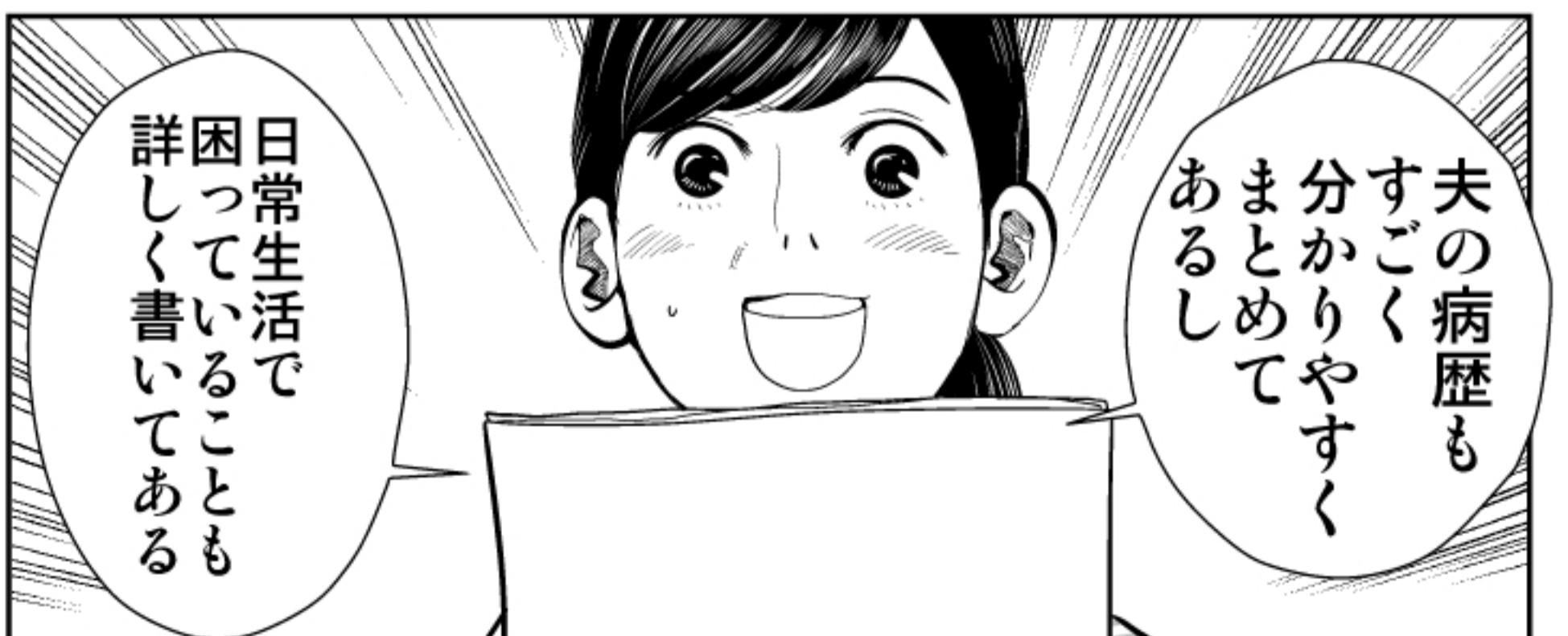
3～4ヶ月  
(1年以上になることも)

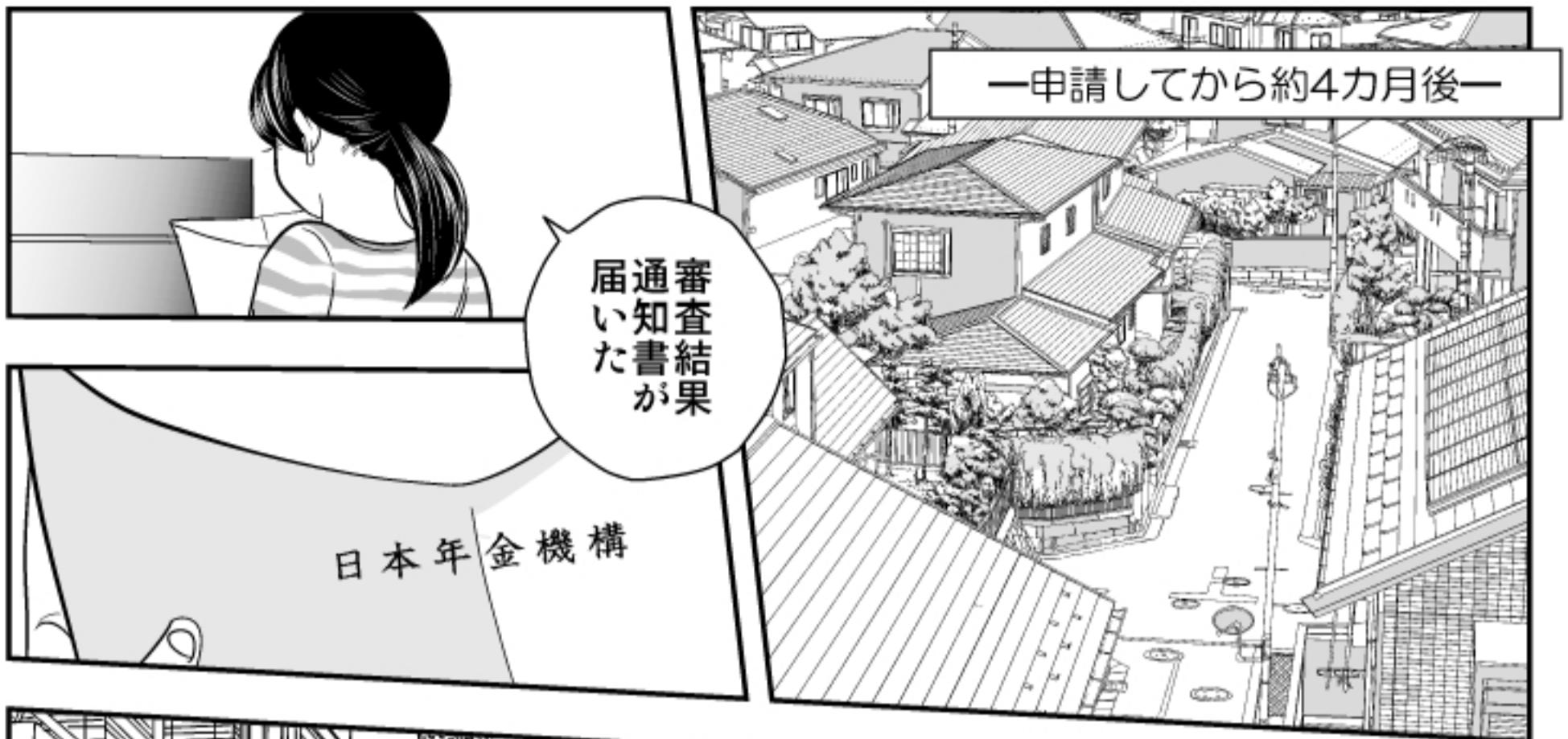
約  
1ヶ月半後  
届いてから  
審査結果が

取扱いが  
事務所で  
可能な代  
理書類は  
可または  
得いたし  
ます

期約準備  
期間が年  
間半から  
年金は受  
けられま  
す

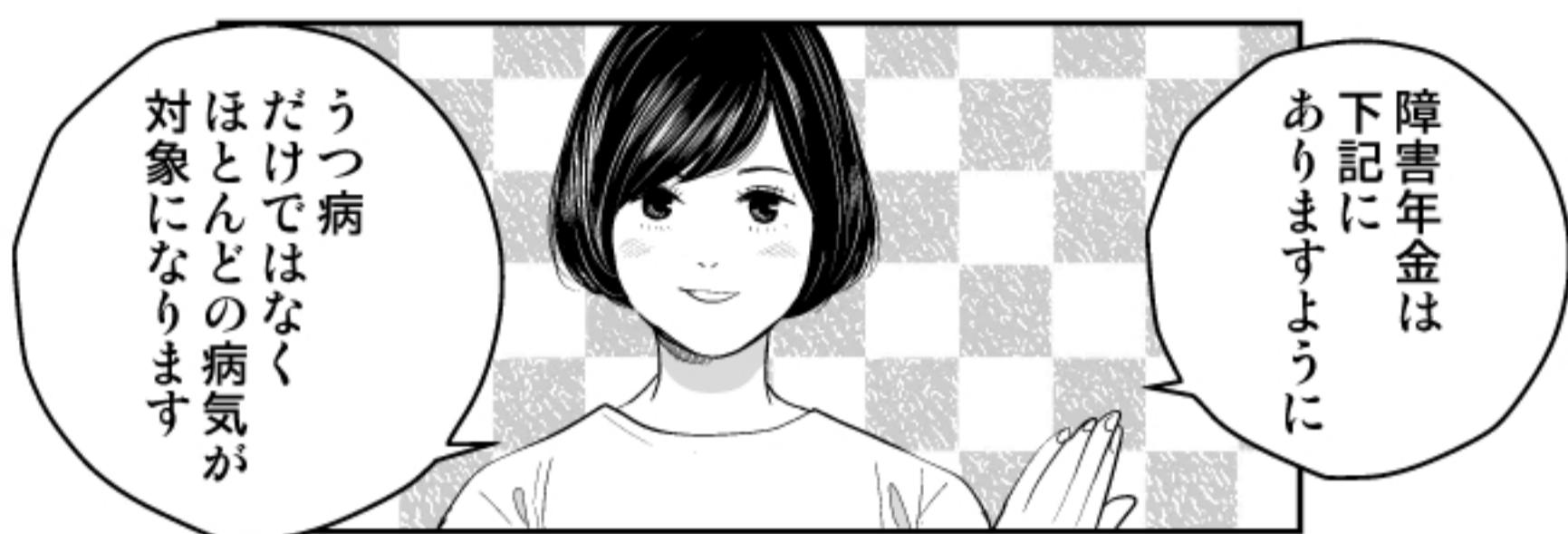






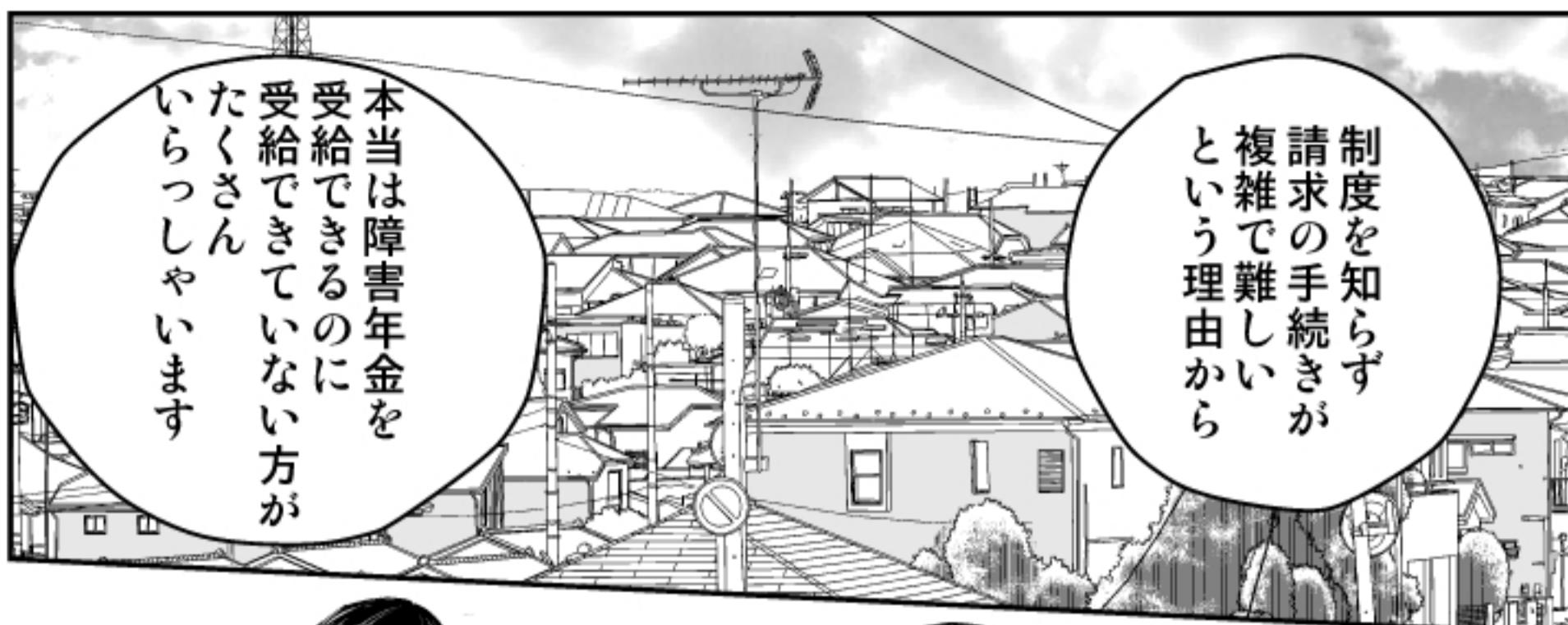


# 最後までご覧頂いたあなたへ



## 障害年金の対象となる主な傷病

眼	ブドウ膜炎、緑内障(ペーチェット病によるもの含む)、白内障、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、眼球萎縮、網膜はく離、腎性網膜症、糖尿病網膜症など
聴覚、平衡機能	感音性難聴、突発性難聴、神経性難聴、メニエール病、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、内耳障害など
鼻腔 口腔(そしゃく言語) 言語	外傷性鼻科疾患、上顎癌、上顎腫瘍、喉頭腫瘍、喉頭全摘出手術、失語症、脳血栓(言語)など
肢体の疾患	事故によるケガ(人工骨頭など)、人工関節、変形性股関節症、肺髄性小児麻痺、脳性麻痺脊柱の脱臼骨折、脳軟化症、くも膜下出血、脳梗塞、脳出血、脳血管障害、上肢または下肢の切断障害、重症筋無力症、上肢または下肢の外傷性運動障害、関節リウマチ、ピュルガー病、進行性筋ジストロフィー、脊髄損傷、パーキンソン病、強直性脊髄炎、脊髄の器質障害、ポストポリオ症候群など
精神疾患	うつ病、双極性障害、統合失調症、てんかん、知的障害、発達障害、アスペルガー症候群、高次脳機能障害、アルツハイマーなど
呼吸器疾患	気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核、じん肺、膿胸、肺線維症、肺気腫、呼吸不全など
循環器疾患	心筋梗塞、心筋症、冠状僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、先天性疾患など
腎疾患	慢性腎炎、慢性腎不全、糖尿病性腎症、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、人工透析など
肝疾患	肝炎、肝硬変、肝がんなど
糖尿病	糖尿病(難治性含む)、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など糖尿病性と明示された全ての合併症など
血液	再生不良性貧血、溶血性貧血、血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症、白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、骨髄異形性症候群、HIV感染症など
その他	人工肛門、人工膀胱、尿路変更、クローン病、潰瘍性大腸炎、化学物質過敏症、白血病、周期性好中球減少症、HIV、乳癌・胃癌・子宮頸癌・膀胱癌・直腸癌等のがん全般、悪性新生物、脳脊髄液減少症、悪性高血圧、その他難病など



※無料相談の詳細については次のページをご覧ください

無断転載・複製を禁する